

第 1 2 7 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 9 月 2 1 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
 2 開会の日時 令和 3 年 9 月 2 1 日 (火) 午後 1 時 4 9 分
 3 閉会の日時 令和 3 年 9 月 2 1 日 (火) 午後 2 時 3 0 分
 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 勤労者福祉センター 4 階会議室
 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
 出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	欠席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
 事務局: 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当係長 三浦 諭 副主査 花房 弘治
 7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
 (2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 1 番 秋山 幸江 8 番 河田 敬司
 10 議事の内容

- 議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第127回総会を開会します。(あいさつ)
- 議 長 議事録署名委員を指名します。1番、秋山委員 8番、河田委員 をお願いします。
- 議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。
- 三浦係長 議案の訂正等はありません。
- 議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 三浦係長 1ページ1番は取り下げです。
- 2番、受人は中原に居住し、約58アールの農地を耕作する農業者で、受贈により中原の畑を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 3番、受人は中区西川原に居住し、新規農により中原の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、許可後、下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 4番、受人は中原に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により中原の畑を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 5番、受人は南区西市に居住し、新規農により父親から松尾の畑を20年間、使用貸借しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、許可後、下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 6番、受人は一宮に居住し、約2.3ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により一宮の畑を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 7番、受人は吉宗に居住し、約98アールの農地を耕作する農業者で、増反により吉宗の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 秋山委員 中・中央地区協議会で、2番から7番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

- 全 員 異議なし
- 議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 三 浦 係 長 2 ページ 8 番、受人は大崎に居住し、世帯で約 66 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大崎の田を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 9 番、受人は日近に居住し、世帯で約 51 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により日近の田を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 10 番、受人は河原に居住し、世帯で約 1.4 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により河原の畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 11 番、受人は東山内に居住し、新規就農により東山内の畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積 30 アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 遠 藤 委 員 北・吉備地区協議会で、8 番から 11 番までの 4 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし
- 議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。
- 三 浦 係 長 12 番、受人は御津草生に居住し約 50 アール耕作する農業者で、増反により御津草生の畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 13 番、受人は横井上に居住し約 28 アール耕作する農業者で、増反により建部町土師方の畑を所有権移転しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 信 定 委 員 御津・建部地区協議会で、12 番から 13 番までの 2 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 2 ページ 1 4 番、受人は南区内尾に居住し、世帯で約 1 7 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 5 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 5 番、受人は北区東中央町に居住し、世帯で約 1 1 アールの農地を耕作する農業者で、増反により宮浦の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後に下限面積 2 0 アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 6 番、受人は南区宗津に居住し、世帯で約 1 7 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、宗津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 5 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、1 4 番から 1 6 番の 3 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等（1）については、中・中央地区 2 番から南区 1 6 番までの 1 5 件ですが、全件許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に申請等（2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 4 ページ 1 番、転用目的は、露天駐車場です。

申請人は南区川張に居住していますが、申請地西側の土地（5 条申請地）の一部を駐車場として利用していましたが、息子がその場所へ新たに自己住宅を建築するにあたり駐車場がなくなるため、自宅近隣の自己の所有する申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

なお、申請地の一部が駐車場として利用されており、顛末書が添付されています。

農地区分は、農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で 1 番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等（２）については南区の１件ですが、許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三 浦 係 長 ５ページ１番から７番までは、同じ地域ですので併せて説明します。
転用目的は自己住宅です。

１番、申請人は、南区西市の借家に妻と子ども２人の４人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２番、申請人は、久米の借家に２人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

３番、申請人は、十日市中町の借家に２人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

４番、申請人は、北長瀬表町三丁目の借家に申請人とその子ども１人の３人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

５番、申請人は、西崎一丁目の借家に妻と子ども２人の４人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人の実家および申請人の妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

６番、申請人は、中区門田屋敷四丁目の借家に妻と子ども２人の４人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人妻の勤務先に近く、申請人の通勤に際し交通至便な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

７番、申請人は、中仙道二丁目の借家に妻と子ども１人の３人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申請人の勤務先および申請人の妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

８番、転用目的は自己住宅です。
申請人は、尾上の実家に妻と子ども１人、申請人の父の４人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に隣接する申請人の父が所有する申請地を使用貸借権設定し、自己住宅を建築しようとするものです。
尚、現住居は、申請人の父が引き続き居住します。
農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

９番、令和３年５月１８日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅で

す。

申請人は中区祇園の借家に妻と子ども3人の5人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申請人の実家に隣接する父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番から13番までの4件は同じ地域ですので、併せて説明します。

10番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、一宮の借家に夫と子ども2人の4人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は、辛川市場の借家に申請人と子ども2人の4人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、富田の借家に妻と子ども1人の3人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人およびその妻の実家のある新見市への帰省に便利なインターチェンジに近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は、北長瀬本町の借家に妻と2人で生活しておりますが、家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利なインターチェンジに近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、昭和28年設立以来、北区一宮に事務所を置き、主に天台宗の布教を行っています。

令和3年3月に本堂の建替えが完了し、今後、参拝者及び法要等の行事の増加に伴う駐車場不足が予想されることから、本堂に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から14番までの14件について協議したところ、
事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長 15番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、現在、高松の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く生活環境の変わら

ない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番から7ページ19番まで同じ地域ですので、同時に説明します。転用目的は自己住宅です。

16番、申請人は、現在、辛川市場の賃貸住宅に夫婦2人で生活していますが、出産の予定があり、また、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家兼職場に近く、妻の通勤においても交通至便な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人はそれぞれ笠岡市西大島新田の実家と南区箕島の賃貸住宅で生活していますが、この度、結婚することになり、妻の職場に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、現在、南区西市の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、現在、平野の賃貸住宅に生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の職場に近く、夫の通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は、備中高松駅から半径500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は中区神下にて、給食事業等を営む法人ですが、事業拡大により、高塚の事業所で従業員を雇用する際、新たに従業員の駐車場を確保するため、事業所近隣の申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で15番から20番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

三浦係長 21番、転用目的は自己用専用住宅です。

受人は御津野々口の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、実家に隣接し、両親の面倒を看るのに便利な祖父所有の申請地を使用貸借し、自己用専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番から30番までは同一業者で関連がありますので併せて説明します。

全て一時転用で、目的は仮設用地です。申請人は、広島市中区小網町に本店を

置き、岡山市南区内で主に電気工事や電気通信工事の事業を営んでいます。特別高圧送電線の撤去に伴う作業用地及び運搬ルートを構築するため、仮設用地として一時転用しようとするものです。一時転用期間は、29番までは令和3年1月1日から令和4年3月31日まで、30番は同日から令和4年7月31日までです。

農地区分は農用地が含まれますが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で21番から30番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 8ページ31番、転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場です。

申請人は南区箕島で建築業を営む個人事業者ですが、現在賃借している事務所の立退きを余儀なくされており、新たな移転先を探していたところ、申請地北側の既存住宅に転居することとなり、転居先の近隣で業務を行っていくうえで必要な車両や建築資材を置く業務用地として、申請地を所有権移転して露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、JR箕島駅から半径500m以内にあるため、2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は倉敷市茶屋町の借家に妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、実家の隣接地で両親と相互に協力しやすい他、今後実家の農業を手伝っていくうえで便利な父の所有する申請地に使用貸借権を設定して、自己住宅を建築するものです。

なお、4条申請の審議の際に説明しましたが、本申請地の譲渡人である父が以前より申請地の一部を駐車場として無断で使用していましたが、譲渡人より是正を行う旨の顛末書が添付されています。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

久山委員 南区協議会で、31番から32番までの2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区32番までの32件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転を事務局から説明してください。

花房副主査 ９ページ北・吉備地区、１０ページ南区の計４件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、北・吉備地区１番は財団から耕作者へ、南区１番から３番は所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等（４）は原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

花房副主査 １１ページ１番から１４ページ１４番までの１４件で、５番は持分放棄、他１３件は相続による所有権取得です。３番についてはあっせんを希望していますので内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等（５）の１４件ですが、問題なく受理と決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１５ページ１番から６番までの６件で、転用目的は賃貸住宅２件、宅地造成２件、農業用倉庫１件、共同住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１６ページ１番から１７ページ１４番までの１４件で、転用目的は敷地拡張１件、分譲住宅地８件、露天駐車場及び露天資材置場２件、露天資材置場２件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については１８ページ１番から７番までの７件で、耕作目的６件、転用目的１件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１９ページ１番から３番までの３件で、内容は農業用倉庫２件、農業用倉庫・農業用通路１件です。

報告（５）農地改良届については、２０ページ１番から４番までの４件で、内容は、普通野菜畑２件、育苗ハウス１件、花卉畑１件です。

議 長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 第２号議案を説明

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（10月18日（月）勤労者福祉センター4階会議室）
職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員